



4月から

市の組織機構が 変わります

市では「日光市集中改革プラン」に基づく行政改革の中で、計画的な職員数の削減や組織機構の見直しなどを行っています。その取り組みの中から、市民の皆さんに直接関係する組織機構の変更についてお知らせします。



先を見据えて…

行政改革への取り組み

市が行政改革の推進のために策定した「日光市行政改革大綱」。これは市の行政改革の基本方針となるものです。そしてこの大綱と併せて策定した「日光市集中改革プラン」は、行政改革の具体的な目的や方法、時期、数値目標などを示したものです。市では平成19年度から、これらの計画に基づいた行政改革に取り組んでいます。その中で、平成20年度は職員数の削減が計画を上回る数となり、新たな行政課題も生まれていることから、市の組織機構を一部変更することとしました。

組織変更の主な内容

- 事務の本庁集約
本庁市民課に「戸籍係」を新設し、一括して戸籍記載事務を行います。
- 事務のブロック集約
各水道事務所での下水道使用料の収納は、これまで同様に行います。なお、下水道使用料の納付は便利な口座振替をお勧めします。
- 各総合支所市民課での戸籍や住民異動の届出の受け付け、各種証明書等の交付などは、これまで同様に行います。
- 各総合支所市民課での戸籍や住民異動の届出の受け付け、各種証明書等の交付などは、これまで同様に行います。
- 事務のブロック集約
足尾銅山の世界遺産登録を推進するため、教育委員会事務局の生涯学習課に、「世界遺産登録推進室」を設

一歩おつ着実に

これからの組織機構の改革

- 保健・健康づくり業務は、市内を3つのブロックに分けて行います。本庁健康課が「今市地域」、日光総合支所健康福祉課が「日光地域と足尾地域」、藤原総合支所健康福祉課が「藤原地域と栗山地域」をそれぞれ担当します。
- 事務のブロック集約は市民サービスの維持を前提に進めるものです。サービスが低下することのないよう、健康診査や窓口業務は、これまで同様に行います。
- 各会場での健康診査や健康相談などは、これまで同様に行います。
- 各総合支所健康福祉課での母子健康手帳の交付や医療費助成申請の受け付けなどは、これまで同様に行います。
- 世界遺産登録推進室の創設
足尾銅山の世界遺産登録を推進するため、教育委員会事務局の生涯学習課に、「世界遺産登録推進室」を設



応援します！ あなたの子育て

市では子育て支援のために、4月から紙おむつ券の支給制度やひとり親家庭の自立支援の拡充を進めます。

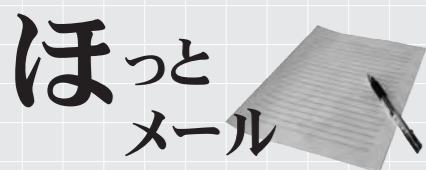
第2子以降への紙おむつ券支給

第2子以降の新生児を養育する保護者の方に、紙おむつと交換できる「紙おむつ券」を支給します。

◎支給対象者

- 次のいずれかに該当する第2子以降のお子さんを養育する保護者
- 4月1日時点で1歳未満
- 4月1日以降に出生

◎申請方法



皆さんからのご意見やご要望と、その回答を紹介します。

意見があります。

先日、奥日光の戦場ヶ原にハイキングに出かけました。入口にペットを入れないでくださいとの看板があり、自然を守るためにも同感だと思いつきながら歩き始めました。

しかし、犬を連れて堂々と歩く人たちに何回も遭遇しました。何らかの対策が必要ではないでしょうか。

市長がお答えします。

戦場ヶ原をはじめ奥日光へのペット持ち込みについては、環境省の定める「日光国立公園日光地域管理計画書」に「ペットの持ち込みはほかの利用者への配慮と野生動植物に与える影響の観点から注意を促すものとする」という項目があります。これは、ペットの排せつ物などが生態系に与える影響や、伝染病が持ち込まれることを防ぐとともに、ほかの利用者に迷惑を掛けることがないよう配慮するためのものです。

しかし残念ながら、協力していただけの方ばかりではありません。このため、環境省のパークボランティアが随時巡回を行い、趣旨を説明し、ご理解いただくよう啓発を行っています。

今後も、貴重な自然が破壊されることなく、多くの方楽しんでいただけるよう諸施策を進めていきたいと考えています。

※内容は一部要約しています。

ご意見やご提案、ご要望などをお待ちしています。

あて先 日光市長 齋藤文夫
○手紙 〒321-1292
日光市今市本町1番地
○FAX 0288-21-5545
○Eメール(市ホームページからも送信できます)
hishokouhou@city.nikko.lg.jp

今年9月までに、またはお子さんが生まれた日から6か月以内に市の窓口申請してください。

◎券の支給方法

- 1枚2,500円分の紙おむつ券を、4月分からお子さんが1歳になるまでの月数分(最大12枚)、支給します。

母子家庭の自立支援

市では離婚や死別などで母子家庭となった母親の就労のために、さまざまな支援を行っています。4月からは、就労に有利な資格の取得費用の一部を助成する教育訓練給付金制度を拡充します。

◎使用方法

紙おむつ券は市内の販売店などで使えます。1回の使用枚数に制限はありませんが、購入する金額との差額は個人負担となります。※すべての紙おむつ券を使用する前に市外に転出する場合は、未使用の券を返却していただきます。

◎助成対象者

児童扶養手当を受給されているか、同様の所得水準にある母子家庭の母親で、雇用保険の受給資格に該当していない方
※厚生労働省の指定講座が助成対象となりますが、そのほかにも支援制度があり、いずれの場合も事前相談が必要です。各地区の「母子自立支援員」にご連絡ください。

市では今後、父子手当での支給などの新たな支援策を実施します。

◎拡充内容

子育て支援課	☎(21) 5101
回健康福祉課	☎(54) 1110
藤原健康福祉課	☎(76) 4105
足尾健康福祉課	☎(93) 3114
栗健康福祉課	☎(97) 1115